## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

( 新設・拡充・延長・その他)

No	3			府省庁名	3	復興庁	-				
対象税目		個.	人住民税	法人住民和	兑 事業税	· 不動産取得	税 固定資産税	事業所税	その他(	自動車税	)
要望 項目名		被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る自動車税の特例									
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 東日本大震災により滅失等した自動車等(以下、「被災自動車等」)の所有者等のうち、被災自動車等の代替として新たに自動車等(以下、「代替自動車等」)を取得する者									
	ر	合はて	、当該自 消費税率 、平成 27	震災により 動車に係る 10%への引 7年度税制の	自動車取り  上げ時( 女正におし	得税を非課税 (平成27年10 いて、環境性能	の所有者が平成 とする特例措置 月予定)に自動 課税(環境性能 の取得に係る被	が講じられ 加車取得税が 指しを取得	ている。 「廃止される 時の課税と	ら一方、自動 <sup>፤</sup> : して実施する	車税について ることとされ
関係	条文	;	地方税法	附則第 52 纟	条、54条、	. 57条					
減 見ジ	収	_	初年度] 改正増減	<b>収額</b> ]	(	)	[平年度]	(		) ( <b>単位</b> :百	百万円)
要望	理由		1)政策 被災者が		等の代替	自動車等を取	得した場合にお	らける被災者	の負担を軽	経減する。	
本要	坦(-	自現 る他つと税	平成23年 本動在こ当方いさ でなりでではない。 がありまた。 ででない。 ででない。 ででない。 ででない。 ででない。 ででない。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい	置が講じら 会数は約5 に、平成26 、平成26年 車等に係る 連税率109 平成27年度	れてから 万8千台 年度に入 東体課税 をの引上 で税制改正 も、被災	平成 26 年 6 月 であり、被災 ってからも代 でにおいて、 の特例の適用 げ時(平成 2 Eにおいて、環 者による代替	以降の被災自動 計末までの間、国 自動車等の台数 替自動車事等の 期限を2年間延 7年10月予定 境性能課税(選 自動車等の取得 の取得に係る被	配税である自の約4割弱の の約4割弱の で数取得さい の所有者等が 長したと車 に自動車取 環境性能制の 場が継続する	動車重量税にといる。 れている。 に大替自動車 ろである。 は得税が廃止 を取得時の と見込まれ	の特例措置でいる(平成 でいる(平成 等を取得した とされる一方、 )課税としていることから、	26年6月末 た場合におけ 、自動車税に 実施すること 環境性能課
対応縮減	する										

	政策体系における政策目的の位置付け	〇復興庁政策評価体系(※平成 26 年度復興庁政策評価実施計画の別紙) 施策(6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進					
合理性	政策の 達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	環境性能割導入後から平成 28 年 3 月 31 日までの期間					
	同上の期間中 の達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加					
	政策目標の 達成状況	被災自動車等の台数は 16 万台に上る一方、本特例措置が講じられてから平成 26 年 6 月末までの間、国税である自動車重量税の特例措置を受けた代替自動車等の台数は約 5 万 8 千台であり、被災自動車等の台数の約 4 割弱にとどまっている等、代替自動車等の取得は今後も継続することが見込まれる。					
有効性	要望の措置の適用見込み						
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額						
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係						
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担を軽減するための措置であり、対象として的確である。					
	ページ	3—2					

   税負担軽減措置等の	【自動車取得税】12,144 台(平成 24 年度) 【白動車報】
適用実績	【自動車税】— 【軽自動車税】—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本特例により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。
	_
   前回要望時の	
達成目標	
前回要望時からの	_
達成度及び目標に	
達していない場合の理	
由	
	平成 23 年度創設
- 4 十不の亜色収砕	平成 26 年度延長(2年間)
これまでの要望経緯	
ページ	3—3